



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 クリヤマホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 C E O 小 貫 成 彦
(コード番号 3355 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 元 木 雄 三
(TEL 06 - 6910 - 7013)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2026年8月6日開催の取締役会において決議しました、当社従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に關し、本日払込手続が完了し、また、一部失権により当初予定しておりました発行株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2026年8月6日付け「従業員持株会に対する譲渡制限付株式付与制度に基づく自己株式処分及び株式付与 E S O P 信託制度の導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
	持株会 R S に関する自己株式処分	持株会 R S に関する自己株式処分
(1) 払込期日	2026 年 9 月 30 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>78,745</u> 株	当社普通株式 <u>90,000</u> 株 (注)
(3) 処分価額	1 株につき 1,728 円	1 株につき 1,728 円
(4) 処分価額の総額	<u>136,071,360</u> 円	<u>155,520,000</u> 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による	第三者割当の方法による
(6) 割当先	クリヤマホールディングス従業員持株会 <u>78,745</u> 株	クリヤマホールディングス従業員持株会 <u>90,000</u> 株
(7) その他	持株会 R S に関する自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。	持株会 R S に関する自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注)	削除	持株会R Sに関する自己株式処分に おける上記「処分する株式数」及び 「処分価額の総額」は最大値であり、 実際の処分株式数及び処分価額の総 額は、入会プロモーションや加入者 への持株会R Sに対する同意確認終 了後の当社従業員数に応じて確定す る見込みです。
-----	----	--

2. 変更の理由

処分株式数及び処分総額の変更は、本持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度に同意する本持株会の会員の数が増加したことにより生じたものです。

3. 今後の見通し

本件による当期の業績予想の変更はありません。

以上